



特集3 中部地方の国指定鳥獣保護区の紹介

環境省では、鳥獣の捕獲などを規制する地域を国指定鳥獣保護区として全国に68ヶ所指定し、鳥獣の保護を図っています。中部地方環境事務所では、七ツ島、白山、片野鴨池、藤前干潟、紀伊長島、北アルプス、浅間の7ヶ所の国指定鳥獣保護区を管轄しており、今号ではその特色などを紹介します。



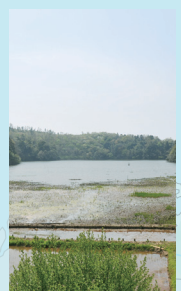
七ツ島（集団繁殖地）



能登半島の沖に位置する7つの小さな島から構成され、約4万羽のオオミズナギドリ（オオミズナギドリ）の繁殖が確認されていることから、集団繁殖地として指定されています。

七ツ島大島では人に持ち込まれたアナウサギが増加し、一時期植生の衰退をもたらし、また巣穴を奪うことなどによってオオミズナギドリの営巣・繁殖に悪影響を及ぼしたため、定期的にアナウサギの駆除を行っています。

片野鴨池（集団渡来地）



面積10haの小さな保護区ですが、マガモ、ヒシクイ、トモエガモなどのガン・カモ類が多数越冬するため、集団渡来地として指定されており、またラムサール条約湿地にもなっています。

保護区の周辺では坂網猟という伝統的なカモ猟が行われており、鳥獣保護と文化との共存が見られる象徴的な場所ともなっています。

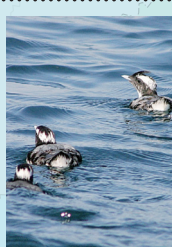
藤前干潟（集団渡来地）



大都市近郊に残された貴重な干潟で、春・秋には多種・多数のシギ・チドリ類が渡りの途中に立ち寄る重要な中継地となっており、また冬には様々なカモ類が越冬するため、集団渡来地として指定され、ラムサール条約湿地にもなっています。

多いときには約4万羽もの渡り鳥が確認され、大潮の日の干潮時には、干潟で餌をついばむ姿を間近に見ることができます。

紀伊長島（集団繁殖地）



大部分が海域の鳥獣保護区で、その中の島嶼群でカンムリウミスズメやカラスバトなどの繁殖が確認されており、集団繁殖地として指定されています。

これらの島嶼群には人の影響があまり及んでいないため、原始的で多様な自然環境が残されています。

浅間（大規模生息地）



浅間山とその西に続く浅間山系の標高1000m前後の山麓から山頂部に至る地域で、亜高山帯の針葉樹林や山麓の広葉樹林をはじめとした多様な植生が見られ、多くの鳥獣が生息していることから、大規模生息地として指定されています。

オオタカ、アマツバメ、ツキノワグマをはじめ、多種多様な鳥獣が生息しています。

北アルプス（希少鳥獣生息地）



「北アルプス」の山麓部から3000m級の高山に至る山岳地帯で、標高に応じた多様な植生が見られ、氷河期の生き残りといわれるライチョウのほか、イヌワシ、クマタカ、オコジョなどの希少鳥獣を含む多様な鳥獣が生息していることから、希少鳥獣生息地として指定されています。

白山（大規模生息地）



白山山麓のブナを主体とする落葉広葉樹林から、亜高山帯・高山帯の植生を呈する山頂部までを含む地域が大規模生息地として指定されています。

イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマなどの大型の鳥獣をはじめとして、多種多様な鳥獣が生息しています。

鳥獣保護区とは？

鳥獣保護区は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて指定される区域です。この法律では、原則としてすべての鳥獣（鳥の卵を含む）の捕獲・採取を禁止していますが、「狩猟鳥獣」として定められた種については、一定の条件を満たせば狩猟できることになっています。

鳥獣保護区は、鳥獣の保護のために狩猟を禁じている区域で、国際的、または全国的な見地から指定される国指定鳥獣保護区と、地域の鳥獣保護の見地から指定される都道府県指定鳥獣保護区があります。

また、鳥獣保護区は、その保護の目的に応じて、森林鳥獣生息地、大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地の7種類に分けられます。

鳥獣保護区の中で、特に生息地の保護などを図る必要がある区域は特別保護地区に指定することができます。特別保護地区内では、建築物などの設置、水面の埋立、木竹の伐採などが規制されます。また、特別保護地区内に指定区域・期間を定め、火入れ・たき火や車馬の使用など、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれのある行為を個別に規制することもできます。

平成20年8月現在、国指定鳥獣保護区は全国で68ヶ所、約55万haが指定されています。